飼い主としての責任を持ちましょう！

迷惑している人が増えています。近所に迷惑のかからない飼い方を心がけましょう。

犬やネコを捨てる行為は犯罪です

犬やネコを飼うと決めたら責任と愛情を持って一生面倒を見ましょう。犬やネコを捨てると最高５０万円の罰金が科せられます。

飼っている犬やネコが飼えなくなったとき…

新しい飼い主を探し、いない場合は中央東福祉保健所に引き取りを求めましょう。

不妊・去勢手術をしましょう

不妊・去勢手術をすることにより、不幸な子犬や子ネコがやむを得ず処分されるようなことがなくなります。また、発情期がなくなることで鳴き声やけんかが減り、乳がん等の予防にもなります。

狂犬病予防法・動物の愛護及び管理に関する法律・高知県動物の愛護及び管理に関する条例・香美市環境美化条例などで、これらの遵守が規定されています。

犬

犬はつないで飼いましょう

鶏を襲ったり、畑を荒らすなどの被害が出ています。脱出防止・しつけと訓練を行いましょう。

犬のフンの始末は必ずしましょう

道路や畑に犬のフンが放置されているのを見かけます。 必ず飼い主が持ち帰りましょう。

なるべく鳴かないようにさせましょう

ストレスがたまらないように散歩をしましょう。ひどく鳴く場合は、動物病院に相談しましょう。

犬の登録、狂犬病の予防注射も忘れずに！

猫

放し飼いによるフンなどの被害が多発しています

ネコは室内でもストレスをためずに飼うことができます。室内飼いをおすすめします。

名札をつけましょう

飼いネコの印として首輪をつけ、迷っても飼い主がわかるようにしましょう。

野良ネコにエサを与えないようにしましょう

野良ネコにエサを与えると、エサを求めて他からネコが集まって来たり、周囲にいろいろな迷惑をかけたり被害も大きくなります。

平成24年10月1日から

飼い犬・飼いネコの引き取りが有料になっています

生後９１日以上の犬またはネコ１匹につき	2,000円
生後９０日以下の犬またはネコ１匹につき	400円

※引き取り手数料は、高知県収入証紙で納めてください。

◆愛情と責任を持って最期まで飼いましょう！

◆飼い続ける方法をもう一度考えてください。

◆アニマルステーションに登録をして飼い主を探す方法もあります。

Web アニマルステーション 検索 http://tanabe-animal.jp/

■問い合わせ先　まちづくり推進課　☎53−1061

有期労働契約の新しいルールができました
労働契約法改正のポイントをお知らせします

働く方々、事業主の皆さまへ

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成２４年８月１０日に公布されました。今回の改正では有期労働契約について、３つのルールを規定しています。

有期労働契約とは、１年契約、６カ月契約など期間の定めのある労働契約のことをいいます。パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託など職場での呼称にかかわらず、有期労働契約で働く人であれば、新しいルールの対象となります。

詳細については、厚生労働省のホームページに掲載

Web 労働契約法改正 検索

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/

■問い合わせ先
高知労働局監督課
☎088−885−6022

労働契約法改正法の３つのルール

①無期労働契約への転換

同一の使用者との間で、有期労働契約が通算で５年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約（期間の定めのない労働契約）に転換するルールです。５年のカウントは施行日以後に開始する有期労働契約が対象です。

施行期日：平成２５年４月１日

②「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

施行期日：平成２４年８月１０日

③不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。賃金や労働時間に限らず、災害補償・服務規律・福利厚生等、労働者に対する一切の待遇が含まれます。

施行期日：平成２５年４月１日

資源ごみ専用指定袋（大）に
金属類・ビン類・その他の不燃物を入れないでください

家庭用の市指定ごみ袋には、燃えるごみ用指定袋３種類、資源ごみ専用指定袋３種類の合計６種類があります。

このうち、資源ごみ専用指定袋の大袋は、ペットボトル・布類・プラスチック製容器包装のごみ専用になっています。以前から、この大袋にその他の不燃物・金属類・ビン類を入れて出されていることが多く、ごみ収集作業が遅れる事態が起きています。

今回、大袋を見分けやすくすることと、袋の説明に気付いてもらうために大袋の文字の色だけを赤に変えました。

▲資源ごみ専用指定袋（大）

■問い合わせ先　まちづくり推進課 環境対策班　☎53−1061